

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011門第81号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成23年3月14日 07時15分ごろ	
発生場所	関門港若松区 福岡県北九州市所在の二島信号所から真方位315°740m付近 （概位 北緯33°53.3′ 東経130°46.3′）	
事故等調査の経過	平成23年6月8日、本事故の調査を担当する主管調査官（門司事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報		
船種船名、総トン数	引船 幸成丸、143トン	
船舶番号、船舶所有者等	118416、株式会社廣瀬産業海事工業所	
乗組員等に関する情報	船長、五級海技士（航海）	
死傷者等	なし	
損傷	船底擦過傷、プロペラ翼曲損	
事故等の経過	本船は、船長ほか3人が乗り組み、関門港若松区の造船所岸壁付近で台船に横着けするために左回頭中、船長が、船溜まり西側の水深が浅くなっていることを知っていたものの、平成23年3月14日07時15分ごろ、浅所に乗り揚げた。	
気象・海象	気象：天気 曇り、風 ほとんどなし、視界 良好 海象：波 ほとんどなし、潮汐 低潮時、潮高 約57cm	
その他の事項	本事故の発生場所は、造船所内の船溜まりであり、同船溜まり東側の岸壁付近の水深は約5mで、西側の水深は約2～3mであった。 本船の喫水は、船首約1.95m、船尾約4.20mであった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし
	気象・海象の関与	なし
	判明した事項の解析	本船は、関門港若松区の造船所岸壁付近で左回頭する際、船長が、船溜まり西側の水深が浅くなっていることを失念したことから、船溜まり西側で左回頭し、浅所に乗り揚げた可能性があると考えられる。
原因	本事故は、本船が、関門港若松区の造船所岸壁付近で左回頭する際、船長が、船溜まり西側の水深が浅くなっていることを失念したため、船溜まり西側で左回頭し、浅所に乗り揚げたことにより発生した可能性があると考えられる。	